

**第3期刈谷市国民健康保険  
特定健康診査等実施計画**

**(2018年度～2023年度)**

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1 特定健康診査等実施計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1

## 第2章 第2期計画期間における課題等

1 特定健康診査等実施率の分析	1
(1) 特定健康診査実施率の推移	1
(2) 特定保健指導実施率の推移	2
2 事業成果の分析	3
(1) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者・予備群の推移	3
(2) 生活習慣病保有者率の推移	4
(3) 被保険者1人当たりの生活習慣病医療費の推移	5

## 第3章 特定健康診査等の目標

1 目標の設定	5
2 刈谷市国民健康保険の特定健康診査等の目標値	6
3 各年度の特定健康診査受診者数・特定保健指導実施者数	6
(1) 特定健康診査受診者数	6
(2) 特定保健指導実施者数	6
4 特定健康診査等データの活用	7

## 第4章 特定健康診査等の実施方法

1 特定健康診査	7
(1) 実施対象	7
(2) 実施方法	7
(3) 実施項目	7
(4) 自己負担額	8
(5) 健診結果の通知	8
(6) 案内方法	8
2 特定保健指導	8
(1) 実施方法	8
(2) 特定保健指導対象者の選定（階層化）	8
(3) 優先順位の基本的な考え方	9
(4) 自己負担額	9
(5) 案内方法	9

## 第5章 個人情報の保護

- 1 記録の管理・・ 9
- 2 保存年限・・ 9
- 3 個人情報保護対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 第6章 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

- 1 公表方法・・ 10
- 2 特定健康診査等の普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

- 1 計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 特定健康診査等実施計画策定の趣旨

国民健康保険事業を運営する本市では高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第19条の規定に基づき、生活習慣病を中心とした疾病予防のため実施する特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を効果的に実施するために、本計画を策定します。

### 2 計画の性格

本計画は、国の特定健康診査等基本指針に即して策定しますが、第2期刈谷市国民健康保険データヘルス計画と一体として推進します。

また、本市の総合計画をはじめ、健康日本21かりや計画、刈谷市介護保険事業計画等の関連計画との整合性を確保します。

### 3 計画の期間

本計画の期間は高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定に基づき2018年度から2023年度までの6か年計画とします。

## 第2章 第2期計画期間における課題等

### 1 特定健康診査等実施率の分析

#### (1) 特定健康診査実施率の推移

特定健康診査の実施率の推移をみると全体の実施率は毎年度42%から43%台で、微増しています。

性別に実施率をみると、男性に比べ女性が高くなっています。

年代別に実施率をみると、男女ともに65～74歳が高くなっています。

実施率が最も高いのは65～74歳の女性で、最も実施率の低い40～64歳の男性の2倍以上となっています。

40歳から50歳代のいわゆる働き盛り世代が低水準であり、この年齢層への受診勧奨をより効果的に実施していく必要があります。

全体の実施率は愛知県平均を上回っていますが、目標実施率は達成できていません。

図表1 特定健康診査実施率の推移

(単位:%)

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
男性	40～64歳	24.4	21.6	22.4	24.3	—
	65～74歳	47.5	49.2	49.0	49.6	—
女性	40～64歳	34.9	32.9	33.4	34.6	—
	65～74歳	56.1	56.2	56.5	55.5	—
全体		42.1	42.2	42.8	43.7	—
愛知県平均		37.5	38.4	39.3	39.6	—
目標実施率		44	48	52	56	60

(出典) 法定報告

## (2) 特定保健指導実施率の推移

特定保健指導の実施率の推移をみると、全体の実施率は毎年度上昇傾向にあります  
が、2016（平成28）年度は減少しています。

性別に実施率をみると、40～64歳・65～74歳ともに、男性に比べ女性が高  
くなっています。

年代別に実施率をみると、男女ともに65～74歳が高くなっています。

実施率が最も高いのは65～74歳の女性で、最も実施率の低い40～64歳の男  
性の約2倍から3倍となっています。

実施率が低迷しており、未実施者への勧奨方法や開催日時について検討していく必  
要があります。

全体の実施率は2014（平成26）年度から2015（平成27）年度で愛知県  
平均を上回っていますが、2016（平成28）年度は愛知県平均を下回っています。

目標実施率は達成できていません。

図表2 特定保健指導実施率の推移

(単位:%)

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
男性	40～64歳	7.2	12.4	9.1	5.7	—
	65～74歳	13.1	17.3	15.3	14.9	—
女性	40～64歳	13.9	14.5	19.8	14.5	—
	65～74歳	16.0	20.5	27.0	17.4	—
全体		12.2	16.6	17.4	13.2	—
愛知県平均		15.3	15.8	15.8	15.9	—
目標実施率		20	30	40	50	60

(出典) 法定報告

## 2 事業成果の分析

### (1) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者・予備群の推移

メタボリックシンドロームの該当者・予備群の推移をみると、男性は2013（平成25）年度から2016（平成28）年度にかけてほぼ横ばい。女性は僅かに減少しています。

性別に割合をみると、女性に比べ男性の割合が高く、男性の半数近くが該当者・予備群となっています。

年代別に割合をみると、男性は該当者の割合は65～74歳が高く、予備群の割合は40～64歳が高くなっています。女性は、該当者は65～74歳の割合が高く、予備群はどちらの年代も同程度となっています。

図表3 メタボリックシンドローム該当者・予備群の推移

(単位:%)

区分	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			
	該当者	予備群	計	該当者	予備群	計	該当者	予備群	計	該当者	予備群	計	該当者	予備群	計	
男性	40～64歳	26.1	19.5	45.7	29.2	18.8	48.0	26.3	18.3	44.6	29.1	16.1	45.2	—	—	—
	65～74歳	33.4	15.4	48.8	32.4	15.8	48.2	32.5	15.0	47.4	32.8	15.0	47.8	—	—	—
女性	40～64歳	10.2	6.6	16.8	10.5	6.8	17.3	10.8	6.0	16.8	9.6	6.1	15.7	—	—	—
	65～74歳	15.5	6.8	22.2	16.0	6.8	22.8	15.1	6.6	21.8	14.7	5.9	20.6	—	—	—

(出典) 法定報告

<メタボリックシンドロームの判定基準>

○メタボリックシンドロームの該当者

腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上で、3つの項目（高血糖・脂質代謝異常・高血圧）のうち2つ以上の項目に該当する者

○メタボリックシンドロームの予備群

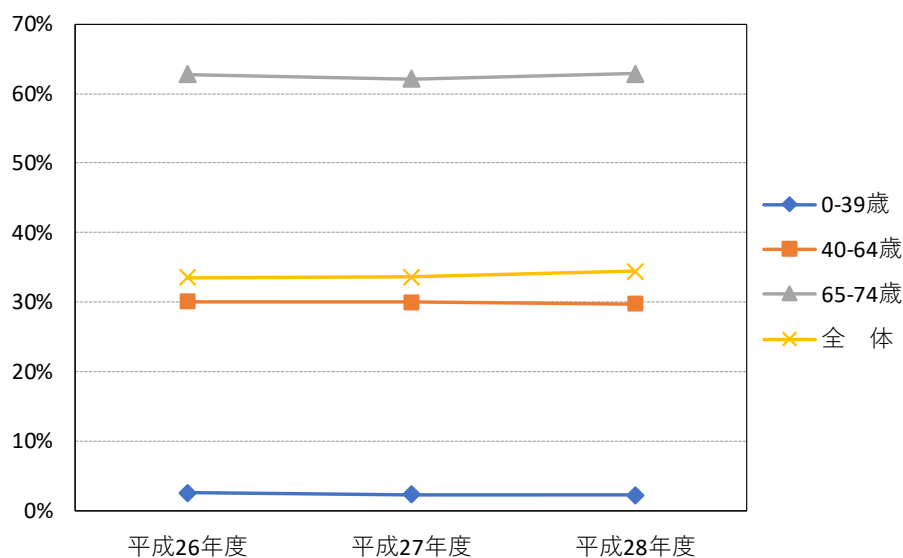
腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上で、3つの項目（高血糖・脂質代謝異常・高血圧）のうち1つの項目に該当する者

## （２）生活習慣病保有者率の推移

生活習慣病保有者率の推移をみると、全体では2014（平成26）年以降横ばいとなっています。特定健康診査等の対象者である40～64歳及び65～74歳についても、ほぼ横ばいで推移しています。

年代別に生活習慣病保有者率をみると、0～39歳が最も低く、65～74歳が最も高く、65～74歳の2人に1人は生活習慣病保有者となっています。

図表4 生活習慣病保有者率の推移



年齢階層別	平成26年度	平成27年度	平成28年度
0-39歳	2.5%	2.3%	2.2%
40-64歳	30.0%	30.0%	29.8%
65-74歳	62.7%	62.1%	62.9%
全体	33.5%	33.6%	34.4%

（出典）刈谷市国保医療費データ

※生活習慣病保有者率＝各年齢階層の生活習慣病保有者数／各年齢階層の加入者数

生活習慣病の定義：

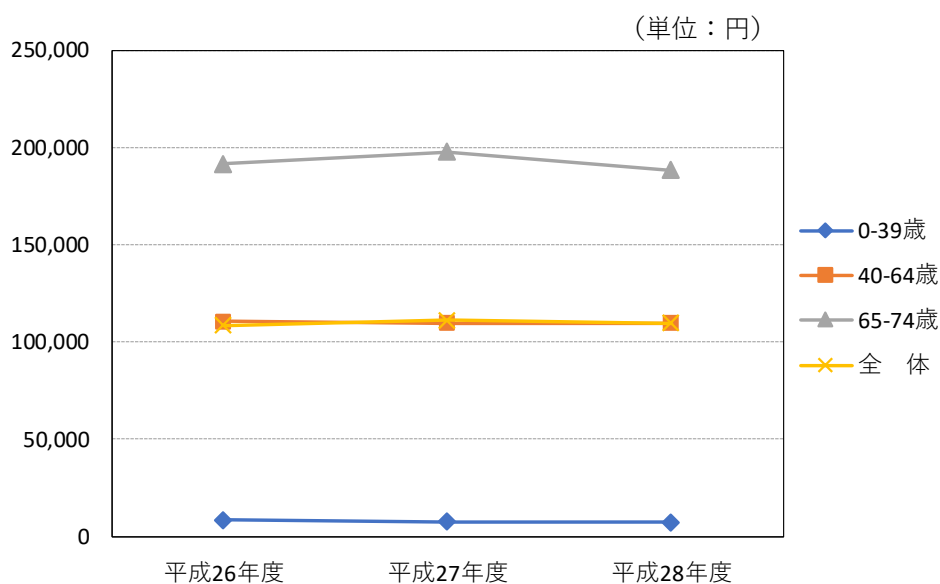
2型糖尿病、高血圧症（本態性）、脂質異常症（高脂血症）のいずれかで受診疑いを含まない

### (3) 被保険者1人当たりの生活習慣病医療費の推移

被保険者1人当たりの生活習慣病医療費の推移をみると全体では2014（平成26）年以降横ばいとなっています。特定健康診査等の対象者のうち、0～39歳・40～64歳は横ばい、特定健康診査等の実施率が高い65～74歳は2016（平成28）年度に減少に転じています。

年代別に被保険者1人当たりの生活習慣病医療費をみると、0～39歳が最も低く、65～74歳が最も高くなっています。

図表5 被保険者1人当たりの生活習慣病医療費の推移（入院・入院外）



年齢階層別	平成26年度	平成27年度	平成28年度
0-39歳	8,570	7,452	7,247
40-64歳	110,628	109,678	109,673
65-74歳	191,405	197,595	188,405
全体	108,381	111,292	109,607

(出典) 刈谷市国保医療費データ

※ 生活習慣病の定義は(2)に同じ

## 第3章 特定健康診査等の目標

### 1 目標の設定

計画の実行により、第3期（2023年度）における目標実施率は、国の特定健康診査等基本指針が示す参酌標準に即して、特定健康診査の実施率については、40歳から74歳までの被保険者の60%、特定保健指導の実施率については、特定保健指導対象者の60%とします。



## 2 刈谷市国民健康保険の特定健康診査等の目標値

上記の目標を達成するために、計画期間内の各年度目標を以下のとおり設定します。

図表6 特定健康診査等実施率

(単位:%)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
特定健康診査実施率	45	48	51	54	57	60
特定保健指導実施率	20	28	36	44	52	60

## 3 各年度の特定健康診査受診者数・特定保健指導実施者数

### (1) 特定健康診査受診者数

図表7 特定健康診査受診者数の見込み

(単位:人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
特定健康診査対象者数	19,000	18,900	18,700	18,600	18,500	18,300
特定健康診査受診者数	8,600	9,100	9,600	10,000	10,500	11,000

### (2) 特定保健指導実施者数

図表8 特定保健指導実施者数の見込み

(単位:人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
特定保健指導対象者数	860	850	830	820	800	790
特定保健指導実施者数	170	240	300	360	420	470

## 4 特定健康診査等データの活用

特定健康診査等の結果を医療レセプト情報や介護保険のデータと結びつけ、総合的に分析・活用することで、地域の健康状況を把握し、重点課題を明らかにし、効率的・効果的な保健事業を実施するなど、医療費適正化への取組にいかしていきます。

## 第4章 特定健康診査等の実施方法

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施対象

40歳から74歳までの刈谷市国民健康保険被保険者とします。

#### (2) 実施方法

2018年度は刈谷医師会に委託し、医療機関における個別健診により4月から10月に実施します。

2019年度以降は、前年度の実施状況を勘案して時期、期間を検討します。

#### (3) 実施項目

特定健康診査の実施項目は、次のとおりとします。基本的な検査項目は受診者全員が受ける項目であり、詳細な検査項目は、医師が必要と判断した場合に選択的に実施する項目です。なお、検査項目については、必要に応じて見直しを行います。

図表9 特定健康診査の具体的な項目

区分	項目	内容
基本的な検査項目	問診	服薬歴・喫煙習慣等
	身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
	理学的検査	身体診察
	血圧測定	
	血中脂質検査	中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール
	腎機能検査	クレアチニン・尿酸
	肝機能検査	AST (GOT)・ALT (GPT)・ $\gamma$ -GTP
	血糖検査	空腹時血糖・HbA1c
	尿検査	尿糖・尿蛋白・尿潜血
詳細な検査項目	心電図検査	
	眼底検査	
	貧血検査	赤血球数・血色素量(ヘモグロビン値)・ヘマトクリット値

#### (4) 自己負担額

利用者の自己負担額は、無料とします。

#### (5) 健診結果の通知

健診結果は、健診受診医療機関から結果説明します。それにあわせて個人の生活習慣及びその改善に関する基本的な情報を提供します。

#### (6) 案内方法

対象者に受診券と案内通知等を送付します。

市民日より、市ホームページ等を活用し、特定健康診査の案内、周知を図ります。

## 2 特定保健指導

### (1) 実施方法

特定保健指導は、刈谷市健康推進課（保健センター）で実施します。

なお、特定保健指導対象者に対して特定保健指導を確実に実施するためには、さらに人的資源が必要となります。したがって、特定保健指導の一部委託または全部委託についても検討していきます。

### (2) 特定保健指導対象者の選定（階層化）

厚生労働省が示す特定健康診査等におけるメタボリックシンドロームの判定基準に沿って3つのグループで支援します。

#### ア 情報提供

特定健康診査受診者全員に対して、健診結果の提供にあわせて、個人の生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供します。

なお、健診結果等の情報提供については、健診を実施した医療機関に委託して行います。

#### イ 動機づけ支援

保健師等が対象者とともに行動目標や行動計画を作成し、生活習慣の改善のための取組に係る動機づけに関する支援を行います。

#### ウ 積極的支援

保健師等の面接による指導のもとに行動目標や行動計画を作成し、生活習慣の改善のための取組に対する働きかけを、個別支援、グループ支援等を組み合わせて、3か月以上継続的に支援を行います。

### (3) 優先順位の基本的な考え方

生活習慣の改善により予防効果が大きく期待できる対象者を明確にするために、対象者の選定を次のとおり行います。

ア 年齢が比較的若い対象者

イ 健診結果の保健指導レベルが情報提供レベルから動機づけ支援レベル、動機づけ支援レベルから積極的支援レベルに移行する等、健診結果が前年度と比較して悪化し、より緻密な保健指導が必要になった対象者

ウ 質問項目の回答により、生活習慣改善の必要性が高い対象者

エ 前年度、積極的支援及び動機づけ支援の対象者であったにもかかわらず保健指導を受けなかった対象者

### (4) 自己負担額

利用者の自己負担額は、無料とします。

### (5) 案内方法

特定保健指導の対象者に保健指導案内を送付します。

## 第5章 個人情報保護

### 1 記録の管理

特定健康診査等のデータは、愛知県国民健康保険団体連合会が管理する「特定健診等データ管理システム」において管理・保存を行います。

### 2 保存年限

特定健康診査等のデータについては、保存期間を5年とします。

### 3 個人情報保護対策

特定健康診査等の実施にあたり、個人情報の取扱いに関しては、刈谷市個人情報保護条例のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（厚生労働省平成22年9月改正版）」等に基づき、個人情報の保護に努めます。

## 第6章 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

### 1 公表方法

国保年金課及び市政情報コーナーに備えるとともに、市ホームページに掲載し公表します。

### 2 特定健康診査等の普及啓発

市民だよりや市ホームページなどの媒体を利用するとともに、出前講座や福祉健康フェスティバルなどの機会において、特定健康診査等の普及啓発を図ります。

## 第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

### 1 計画の評価

毎年度、事業目標にかかる達成状況の確認を行い、実施体制、周知方法、保健指導方法等について評価と検証を行います。また、実施方法等の見直しや工夫を重ねながら、計画の期間内であっても効果の得られる事業となるよう進めます。

### 2 計画の見直し

社会情勢の変化や関連制度の改正などに伴い、計画期間中でも必要な修正を行うことがあります。その場合には、刈谷市国民健康保険運営協議会に諮ります。



第3期刈谷市国民健康保険 特定健康診査等実施計画

発行：2018（平成30）年3月

発行者：刈谷市

編集：福祉健康部 国保年金課

〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL 0566-62-1206

FAX 0566-24-2466

URL <http://www.city.kariya.lg.jp/>